

独自利用事務の拡大に伴う条例等の改正について

1 住民基本台帳法施行条例について

(1) 概要

本条例（以下「条例」という。）では、住民基本台帳法（以下「法」という。）の規定に基づき、「本人確認情報」の利用や保護等に関し必要な事項を定めている。

本人確認情報の利用

- ・ 住民の利便増進や行政合理化のため、法及び条例に限定列記された事務（給付金支給、資格付与や登録等）において、行政が情報を利用できる。
- ・ 条例では、道や道内市町村が利用可能な事務（＝「独自利用事務」）を定めている。

(2) 構成

	内 容		備 考
第 1 条	趣旨		
第 2 条	本人 確認 情報	道内市町村の 利用	利用事務 → 別表第 1 に列記
第 3 条		利用	情報提供方法 → 専用回線・端末による
第 4 条		知事の利用	利用事務 → 別表第 2 に列記
第 5 条	情報	知事以外の	利用事務 → 別表第 3 に列記
第 6 条		道機関の利用	情報提供方法 → 専用回線・端末による
第 7～12 条	審議会の構成等		構成、任期等

⇒今回の
改正

2 審議事項とする理由 ～ 独自利用事務の拡大

- ・ 独自利用事務の拡大は、本人確認情報の保護に直接関わる事項であることから、法第 30 条の 40 第 2 項の規定に基づき、当審議会に諮り、審議いただく。
- ・ 審議結果を踏まえ、条例及び同条例施行規則(以下「規則」という。)を改正。

法第 30 条の 40② 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第 30 条の 6 第 1 項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案の概要

総合政策部地域創生局地域政策課

改正の趣旨

個人番号の利用範囲に、ウイルス性肝炎及び橋本病の患者に対する医療の給付に関する事務を加えることとする。

改正の動機

申請時の添付書類を省略し、患者の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、独自の個人番号の利用範囲について条例で定める。

改正の内容

- 1 独自利用事務の追加
法定事務（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）に類する事務として、道が実施するウイルス性肝炎及び橋本病の患者に対する医療の給付に関する事務を追加する。
- 2 その他（住民基本台帳法施行条例の一部改正）
 - 1 の独自利用事務の追加に伴い、住民基本台帳ネットワークシステムから当該事務に関し本人確認情報の提供を受けることができるようにする。

施行期日等

令和 9 年 4 月 1 日

（情報連携の開始に伴う届出（令和 8 年 6 月）までに条例改正が必要なため、令和 8 年第一回定例会で提案する）

議案第 号 行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の
利用等に関する条例の一部を改正する条例案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法
律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

別表第 1 の 2 の項中「 8 」を「 9 」に改める。

同表の 3 の項中「 9 」を「 10 」に改める。

同表の 6 ～ 1 3 の項を 7 ～ 1 4 の項とし、 8 ～ 1 1 の項を 1 0 ～ 1 3 の項と
し、同表に次のように加える。

6 知事	ウイルス性肝炎及び橋本病の患者に対する医療の給付に関する 事務であって規則で定めるもの
------	--

附 則

- この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
(住民基本台帳条例の一部改正)
- 住民基本台帳法施行条例(平成 14 年北海道条例第 2 号)の一部を次のように
改正する。
別表第 2 の 1 8 ～ 3 1 の項を 1 9 ～ 3 2 の項とし、同表に次のように加える。
18 ウイルス性肝炎及び橋本病の患者に対する医療の給付に関する事務で
あって規則で定めるもの

説 明

個人番号の利用範囲にウイルス性肝炎及び橋本病の患者に対する医療の給
付に関する事務を加えることとするため、この条例を制定しようとするもので
ある。

新旧対照表

○住民基本台帳施行条例（案）

新	旧
○住民基本台帳施行条例 （都道府県知事保存本人確認情報の利用に係る事務） 第4条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第2のとおりとする。 別表第2（第4条関係） 1～17 略 18 <u>ウイルス性肝炎及び橋本病の患者に対する医療の給付に関する事務であって規則で定めるもの</u> <u>19～32</u> 略	○住民基本台帳施行条例 （都道府県知事保存本人確認情報の利用に係る事務） 第4条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第2のとおりとする。 別表第2（第4条関係） 1～17 略 （新設） 18～31 略